台東区立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、台東区内の企業・店舗等が、社会貢献活動の一環として台東区 立図書館(以下「図書館」という。)に雑誌を提供する制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施について必要な事項を定め、台東区の活力を一段と喚起するとともに、地域に根ざした図書館運営を行うことを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

- 第2条 本制度の趣旨に賛同する法人その他の団体又は個人(以下「雑誌スポンサー」 という。)が雑誌の購入費用を負担し、雑誌スポンサーから提供された雑誌(以下 「提供雑誌」という。)を図書館の雑誌として配架する。
- 2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の表面にスポンサー名を表示し、裏面に広告を掲出することができる。ただし、本項の適用は、個人を除く。
- 3 雑誌スポンサーは、社会貢献活動への参加を、企業·店舗等で図書館が提供する 掲示物を用いて周知することができる。
- 4 図書館は、図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称等を公表し、顕彰する。 ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

(雑誌スポンサーの対象)

- 第3条 雑誌スポンサーの対象は、本制度の趣旨に賛同する法人その他の団体又は個人とする。ただし、次の各号に定める業種又は事業者に該当する者は除く。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)に規定する風俗営業その他これに準ずる業種
 - (2)消費者金融
 - (3) 占い、運勢判断に関するもの
 - (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 社会問題を起こしている事業者
 - (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - (7)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、台東区教育委員会が不適当と認める業種又は事業者

(提供雑誌の選定)

- 第4条 雑誌スポンサーは、図書館が選定した雑誌一覧の中から、提供雑誌を選定する。
- 2 図書館は、選定した雑誌一覧について、東京都台東区社会教育委員の会議に意見

を求めることができる。

(申込方法)

- 第5条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者は、台東区立図書館雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)により申し込む。
- 2 前項の申込みには、法人その他の団体は会社概要(業種が分かるもの)を、個人は本人であることを証明できる書類を添付する。
- 3 提供雑誌に広告の掲出を希望する者は、掲出希望の広告案を添付する。
- 4 申込みは、原則として先着順に、随時受け付ける。
- 5 申込書の記載内容に瑕疵または虚偽が判明した場合には、図書館は当該申込者に ついて雑誌スポンサー制度の申込みがなかったものとみなすことができる。

(雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結)

- 第6条 図書館は、前条の申込みを受けたときは、内容を審査し、その結果は台東区 立図書館雑誌スポンサー制度決定通知書(第2号様式または第3号様式)により通 知する。
- 2 雑誌スポンサーに決定した者は、図書館と覚書を締結する。
- 3 雑誌スポンサー期間は、年度を単位とする。ただし、期間満了の2箇月前までに、 図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新 するものとし、その後も同様とする。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

- 第7条 提供雑誌は、原則として、図書館が指定する取扱い書店(以下「取扱い書店」 という。)から購入する。
- 2 提供雑誌の購入代金は、覚書を締結した日から20日以内に、取扱い書店の請求 に基づいて、雑誌スポンサーが直接支払う。
- 3 取扱い書店への支払いは一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算する。
- 4 振込み手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、図書館と雑誌スポンサーで協議の上、別の雑誌に振り替える。
- 6 提供雑誌は、取扱い書店が図書館に納入する。

(広告の掲出)

第8条 提供雑誌に広告を掲出する場合、その適否の判断は、台東区広告事業実施要綱(平成19年3月22日18台総広第136号)(以下「広告事業実施要綱」という。)第3条及び台東区広告掲載基準(平成19年3月22日18台総広第136号)(以下「広告掲載基準」という。)の規定に基づくものとする。

- 2 提供雑誌に広告を掲出する場合、雑誌スポンサーは台東区広告事業実施要綱第1 0条を遵守しなければならない。
- 3 提供雑誌の最新号の表面に雑誌スポンサー名を表示する場合は、縦4センチ、横 13センチ以内で、地色は白色、文字は黒色とする。表示位置 は、配架したとき に、雑誌スポンサー名が見える位置とする。
- 4 提供雑誌の最新号の裏面に広告を掲出する場合は、最新号にカバーを付け、広告を挿入する。広告は片面印刷とし、最大でA4サイズまでとする。
- 5 表面の雑誌スポンサー名表示は図書館が作成し、裏面に挿入する広告は雑誌スポンサーが作成する。
- 6 提供雑誌の配架位置は、図書館が決定する。
- 7 広告内容は、図書館と協議の上、契約期間中3回まで変更することができる。
- 8 広告の掲出期間は、雑誌スポンサー期間と同様とする。

(提供雑誌の所有権)

第9条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、台東区に帰属する。

(雑誌スポンサーと広告掲載決定の取消)

- 第10条 雑誌スポンサーに決定した者が、下記の事由に該当することが明らかな場合は、図書館は当該雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。
 - (1) 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
 - (2)図書館と雑誌スポンサーが締結した雑誌の提供に関する覚書について、雑誌スポンサーがこれを遵守していないことが判明し、図書館が改善の要請を行なったにもかかわらず改善されないとき。
 - (3)台東区立図書館雑誌スポンサー制度申込書の誓約及び記載内容に瑕疵または虚偽が判明したとき。
 - (4) スポンサー決定後の状況変化等により、第3条に抵触したとき。
- 2 雑誌スポンサーが提供雑誌に掲出した広告の内容が下記の事由に該当すること が明らかな場合は、図書館は当該広告の掲出を取り消すことができる。
- (1) 広告内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年2月5日から施行する。